

普遍的価値としての「いのち」の教育

—道徳教育と宗教教育の接するところ—

田中 奈津子

はじめに：世界の道徳教育の動向

2015年の学校教育法施行規則の改正により、道徳の教科化が決定され、2018年度から小学校で、2019年度からは中学校で完全実施されることになったが、その実現までには多くの専門家たちの議論の積み重ねがあった。2014年に10回開催された中央教育審議会に設置された「道徳教育専門部会」（以下、「専門部会」とする）では、「道徳科」の基本方針を提言し、新しい道徳教育の方向性を「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」の中で示した。日本の道徳教育の新たな枠組みを検討する中で、諸外国における道徳教育のあり方は以後の方向性の検討にとって参考となる材料とされ、第3回専門部会（2014年4月25日）では「諸外国における道徳教育の状況について（ヒアリング）」が議題となった。この一連の専門部会に先立つ「道徳教育の充実に関する懇談会」（以下「懇談会」とする）においても、第8回（2013年10月17日）に同じテーマが議題に上がり、資料が配布された¹。この資料「諸外国における道徳教育の状況について」（以下、「資料3」とする）では、世界七ヶ国の道徳教育について、「各国の特色を日本と比較できるように、日本の「道徳の時間」に最も近い教科・科目・領域等を中心に示し²」、法令上の位置付けや各学年の時間数、担当教員、教科書等について、また公立学校における宗教教育の扱いについてまとめられている。これによると、市民性教育や公民、倫

理、人格（品性）教育などが日本の道徳教育に相応するものとして各国で実施されていることがわかる。ただし、資料3によると、これらのうちすべてが教科として実施されているとは限らず、また日本の学習指導要領のように全国統一の基準のもとではなく、州や地域などの各自治体に実施や内容の判断が委ねられていることには注意が必要である。

上記のうち市民性教育は道徳教育の新しい潮流とみなされており³、資料3で取り上げられている国ではイギリスとフランスで導入されている。市民性教育は、イギリスでは、中等学校では2002年から必修とされ、社会や政治など公共的な領域へ積極的に参加していく上で求められる知識、スキル、態度等を育成することが目指されているが、こうした導入に大きな役割を果たしたのが、1998年の市民性教育諮問委員会報告、いわゆる「クリック・レポート」であった⁴。また、1995年のOECD統計によると、OECD諸国の一般の人々に対する調査では、「市民教育⁵」を重要な科目とみなしたり、「よき市民になる」を学校で養うべき重要な資質と考えたりする割合が高く、1990年代から「市民教育」の重要性は広く認識されていたことがわかる⁶。

これらの世界的な道徳教育の潮流を日本における状況と比較すると、人格教育は読み物資料を使った日本の伝統的な道徳教育が類似している。「基本型」ともよばれるこの教育方法は、登場人物の心情理解に終始しており、道徳的行為の実践と結びつかないと批判されてきた。『学

習指導要領解説『道徳編』においても、「第1章 総説 1 改訂の経緯」において、「読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導」⁷を道徳教育の課題の一つに挙げている。そして、「基本型」を全く否定するわけではないが、読み物教材を活用しつつも問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等の指導方法を取り入れたり組み合わせたりすることが道徳教育の質的転換に必要であるとしている⁸。このように日常への実践により結びつけようとする指導方法の改善を図るという過程もアメリカにおける人格教育の変遷と同様である。

また、市民性教育については日本でも2000年代から実験的な取り組みが実践されており、一部の中高一貫校では独自の教科として「市民科」を設けている。新しい学習指導要領において、市民性教育あるいはシティズンシップ教育という用語は用いていないものの、現代的課題の一つに「社会参画に関する教育」を挙げている⁹。

ところで、このOECD諸国の一般の人々に対する調査では別のことも明らかになっている。すなわち、「市民教育」を重要科目とみなしよき市民の資質を重要視する人は、対照的に宗教教育の役割を低く見なす傾向があるということである。このことは、公立学校における宗教教育が憲法や法律で禁止されているか否かが影響を与えている面もあるだろうが、宗教教育と「市民教育」の間にトレード・オフの関係が見られるということである¹⁰。

これを踏まえると、確かにフランスでは宗教教育が公教育で禁止される政教分離の原則が徹底されており、それが公民・道徳の必修化につながると考えられる一方で、イギリスでは宗教教育が義務化されていながら、それと並行して市民性教育が行われているという状況を示し、20年の間に前述の逆相関の関係に変化が生じたことがうかがわれる。

さて、資料3では日本の道徳教育に対応するものに宗教教育を含めず、わざわざ「公立学校

における宗教教育」という別項目を設け各国における扱いを取り上げている。それによると、フランスを始め、憲法や法律による禁止などで宗教教育を実施していない国が半数以上で、宗教教育が必修化されているのはイギリスとドイツ¹¹だけである。日本においても同様に、教育基本法第9条の2によって、国及び地方公共団体が設置する学校における宗教教育は禁止されている。それゆえに、資料3では宗教教育を別枠で取り上げていると考えられる。しかしながら、私立学校においては宗教教育が認められており、日本でも限定的に宗教教育が行われている¹²。もっとも、2018年度の学校基本調査¹³によると、全国に設置されている学校数のうち私立学校が占める割合は小学校約1% (19,892校中231校)、中学校約7% (10,270校中778校)、高等学校約27% (4,897校中1,323校)であり、この内宗教系学校等で宗教科を設置する学校に限定していくとその規模は非常に小さいことがわかる。ただし、関係する学校・教師・児童生徒数が少ないからと言って、宗教教育を日本の道徳教育の領域から簡単に排除することはできないだろう。なぜなら、私立学校において宗教教育を行う宗教科・宗教の時間は、道徳の時間と代替できるとされてきたからである¹⁴。このいわゆる「代替システム」¹⁵は、道徳教育と宗教教育は区別されるものでありながらも、後者によって前者の教育目標が達成できるとみなされているゆえに成立するものと考えられる。つまり両者は、お互い異なる性質でありながら、同じ課題や問題を共有しているとみなすことができるだろう。こうしたことを考慮すると、日本における宗教教育の歴史や現状を踏まえた上で、両者を比較するのではなく接点を探るという観点からの検討は、道徳教育のあり方や今後の方向性についての見識を補完することにつながるとも考えられる。もちろん、そうした検討によって国公立学校の道徳教育にその内容や実践を取り入れるということや、また、宗教教育をめぐる議論（「代替システム」の是非を問う

ものを含む)や教育内容を詳細に考察することはここでは意図していない。本論では、あくまで、宗教科・宗教の時間が道徳の時間の「代替」となるシステムに注目し、制度に関する法規等を整理した上で、その成立条件について、また道徳教育と宗教教育との接点を考察することを目的とする。なお、本論での議論においては、キリスト教系の私立学校を考察の対象とする。

1. 戦後日本における宗教教育の歴史と「代替システム」の誕生

1899年に公布された文部省訓令12号により禁じられていた宗教教育は、第二次世界大戦の終戦直後の1945年10月の文部省訓令8号発布により再び私立学校で実施可能となった。その後、教育基本法や学校教育法が制定される中、キリスト教系の私立学校を中心に宗教科の設置の機運が高まった。そして、1951年3月に教育職員免許法(1949年公布)が一部改正され、中学校・高等学校における宗教科職員免許が設置されることとなり、同年7月には教育職員免許法施行規則も一部改正され、宗教科免許発行に必要な取得単位も変更された。ここに、中学校・高等学校における教科としての「宗教」が誕生した。その後、1958年に道徳の時間が特設されると、これに伴い小学校においても宗教の時間が設置されることになる。すなわち、前述の「代替システム」の登場である。これは、同年に一部改正された学校教育法施行規則によるもので、第24条(現行では第50条の2¹⁶)において、私立小学校の教育課程に宗教を加えることができるとされ、またその場合、宗教をもって道徳に代えることができるとされた。これは私立中学校にも適用される(現行同規則第79条¹⁷)。ただし、中学校・高等学校とは異なり、小学校における宗教は教科ではなく、道徳の代用とみなされている¹⁸。こうした制度が設けられた結果、学校によって、「道徳の時間」に「宗教」を加える場合、「道徳の時間」をすべて「宗

教」で代替する場合、「宗教の時間」は設けない場合があると考えられる。

2. 代替システム：宗教教育と道徳教育の同等性

この「代替システム」は道徳の教科化以降も継続される方向性が示されているが¹⁹、キリスト教系学校の関係者から改めてこの問題について検討がなされている。例えば、伊藤(2013)は急速な道徳の教科化の流れを受け、道徳と宗教(教科として、以下「聖書」とする)の関係を様々にパターン化しながらも、両者を同質・同等に扱うことに疑問を呈している。両者は区別されてはいるが引き裂かれてはならないとし、相互に自己の自律性を保ちながらその関係性が検証されるべきであるという。この本質的に異質の両者を「代替」と認めたことで、今回の道徳の教科化で「ねじれ」が生じ、それを解消するために行政や国家が「聖書」の内容に介入する恐れを指摘し、キリスト教学校に対し、そのアイデンティティ教科である「聖書」の存在意義を問い直し、その存続のために対応すべきであるとの提言を行っている²⁰。

また、町田(2014)は、「代替システム」がいつまで維持されるかに注視しておく必要があるとし、「道徳」を「聖書」に置き換える場合、「代替」である「聖書」に道徳の指導内容を織り込むことができるかや、教員の採用・養成に関わる問題等、キリスト教学校の対応すべき課題を提示している。ただし、町田は道徳教育そのものを否定はしておらず、指導方法を議論すべきであり、それはキリスト教倫理の指導についても同様であるとし、一方的に道徳教育を拒否することには注意が必要であるとしている。さらに、キリスト教学校関係者が道徳の教科化以降も「代替システム」が維持されることに安堵し、今日の動きに関心を示さず傍観することを危惧している²¹。

他方中村(2015)は、「代替システム」の法

的検討を行い、その合法性を示すには、(1) 私立学校の自主性および特性、並びに父母等の信念に従った宗教教育・道德教育の確保することと、(2) 公立学校の全面主義的な道德教育の目標が私立学校全体で行う宗教教育による代替によっても達成できるということの二点を正当化する必要がある、後者の宗教と道德の同等性への理解を深めるためには、①道德教育のどの部分を宗教教育によって代替するのか、②宗教によって代替しない、あるいはできない道德教育の部分は道德教育としてどのように実施するのか、③道德教育に代替した宗教教育は、そのどの部分を宗教の時間が分担し、それ以外の部分をさらにどの教育活動が分担するかを明らかにする必要があり、その責任は私立学校にあるとしている。(2)にある同等性の確保については、宗教の時間のみならず全面主義的な道德教育ないし宗教教育で目標を達成することで、法令の趣旨に合致するとしている。そして、伊藤(2013)、町田(2014)と同様に、キリスト教学校関係者が宗教教育・道德教育についての努力を怠らないことを促し、文科省側には宗教系私立学校の独自性・存在意義を毀損しないよう求めている²²。

三者とも、「代替システム」の正当性・合法性を再検討しながらも、キリスト教学校特有の危機が生じる可能性への懸念を共有している。確かに、公立学校では道德の教科化に伴い、教科書の導入や、新たな指導方法や評価のあり方を課題として検討しているが、宗教系私立学校は例えば内村鑑三不敬事件や文部省訓令第12号発令といった学校の存続そのものを揺らがすような次元の異なる事態を想起している。ここには公立学校と宗教系私立学校の道德教育に対する教育的な期待や関心への隔たりが含まれているように思われる。このように、このシステムの成立や議論を整理し、キリスト教学校関係者の立場から宗教と道德の代替に関する意見を参照することで、道德の教科化が与える別の影響が浮き彫りとなった。

3. 「聖書」による「道德」の妥当性について

前節の検討から示唆されたように、「代替システム」を採用し、宗教をもって道德に代えるとき、道德の内容をカバーできるかどうかは一つの課題である。例えば、「愛校心」や「郷土愛」、「日本人としての自覚、文化の継承と創造」の3項目は聖書で扱うことが難しいテーマとされるが、その解決策として、学校教育全体の宗教教育・道德教育でカバーすることが提案されている²³。

日本のプロテスタント系のキリスト教学校102学校法人によって組織されている一般社団法人キリスト教学校教育同盟(以下「同盟」とする)は、道德の教科化の現状について「待ったなしの対応が迫られる」と延べ、教科化に付随し想定される問題点や課題に各キリスト教学校が取り組めるよう、『道德の教科化』に関するプロジェクト委員会を設置し、(1) 道德の教科化から起こってくる問題点の情報と(2) その対応策の提供システムの構築と教科道德(指導要領)に対するキリスト教教育の小冊子の作成の二点について諮問を行い、『道德の教科化』に関するプロジェクト委員会答申を提出した²⁴。

課題として、代替システムが存続するかの危惧と、存続した場合でも宗教教育と道德教育の「同等性」に異議を唱える立場からの批判や、特に進学校における「聖書」の時間の確保の困難さが挙げられており、教科化の実現により代替としての「聖書」が学習指導要領に定められる道德の内容に沿っているかが問われるとし、それを検証するものとして、文部科学省『私たちの道德』と聖書の対応関係をまとめている。まず、道德の内容をまとまりで分けた4つの視点毎に、扱われている内容についてどのような指導のもとに道德性を育成できるかを検討し、その道徳的な学びがキリスト教倫理の学びへとつながる可能性を指摘している²⁵。次に、「聖

書」で使用される教材として聖書及び同盟による教材と『私たちの道徳』の内容を対照させ、道徳で扱うことが定められている内容は聖書等によっても指導することができることを示している。

もちろん、中には扱いの困難な内容もあり、その顕著な例として「生命の連続性」という表現が挙げられている。公立学校の道徳教育と宗教学校の宗教教育における「生命に対する畏敬」教育を比較した大宮（2014）によると、両者の決定的な違いは後者が生命の根源として神を挙げる点であるという。それゆえ、生命を「与えられたもの」とし、また、生命の有限性の先に希望を示す指導が行われるという²⁶。しかし、そうした差異も日本の自然観を理解し、聖書のいのち、創造の秩序を学び直すきっかけとして捉えられており、キリスト教倫理の視点から日本の歴史や未来について考え、いまを生きるキリスト教倫理観の育成につながると積極的に捉えている²⁷。

そのほかに、キリスト教教育と憲法、教育基本法の理念の共通性や、道徳教育で求められる体験と行動もキリスト教倫理の核とするところと一致するとし、以上のことから、キリスト教学校の教育内容は「道徳の教科化」の課題に対応できるとし、「代替システム」維持のための「聖書」と「道徳」の同等性が主張されていると言える。

4. 「いのち」の教育としての動物介在教育：「学校犬」の試み

さらに「聖書」と「道徳」の同等性があるとして、それによって代替システムがどのように機能しうるかという問題について、それを検証できる事例を見てみたい。それは「学校犬」による「いのち」の教育である。

学校犬による宗教教育を実践しているのは、東京のキリスト教系学校である立教女学院小学校である。同校では、「代替システム」に基づき、

「道徳の時間」に代わる「聖書」を教育課程に加えている²⁸。そうした時間を中心に学校犬を用いた宗教教育が行われている。学校犬というあまり馴染みのない言葉・取り組みは、動物介在教育（Animal Assisted Education, 以下「AAE」とする）に基づいたものである。

1980年代から、動物との関わりが子どもの発達に与える影響と認識され、医療や福祉の場での取り組みとして動物介在療法や動物介在活動が行われるようになり、それに次いで動物介在教育が登場した。動物介在教育とは、「動物を教育の場に介在させた教育全般を指すもので、[...]参加者の動物への興味と関心を引き出すことによって、[...]他者との関係性を向上させるもの」²⁹である。日本ではほとんど前例がないが、海外における取り組みが進む中で、人と動物の相互作用国際学会 IAHAIO は2001年の総会において「動物介在教育に関するガイドライン」を採択し、動物介在教育における動物や、動物の適切な介在の仕方、動物の安全な飼育の方法等が定義された。

こうした考えを元に、立教女学院小学校では2003年から学校という教育の場に犬を介在させた教育を取り入れている。そのきっかけは、不登校になった子どもに学校が楽しい場であると思ってもらいたいという学校犬導入の提案者である吉田太郎教頭（「聖書」担当）の願いであったという³⁰。犬のいる学校実現のための吉田教頭のような努力の結果成立した学校犬によるAAEについて、立教女学院小学校のHPでは次のように紹介している。

動物介在教育

立教女学院小学校では2003年5月より、犬を用いた「動物介在教育」の取り組みを行っています。学校で飼育する動物としてはウサギやニワトリ、モルモットやハムスターなどが一般的ですが、本校では、もっと感情の表現力が高く、子ども達のよき仲間となることのできる犬（エアデル・テリア

のバディとリンク)を用いることにしました。子ども達は毎日、バディとリンクに自由にふれあうことでやさしい気持ちのやりとりをしています。動物を通して子ども達の「共感する心」を育てることができると期待しています。

バディとリンクは毎日担当教諭と共に「出勤」し、可能な限り授業や学校行事などへも参加しています。また、学校での散歩や食事など、日々のお世話は「バディ・ウォーカー」と呼ばれるボランティアグループが行い、休日を利用して地域の老人福祉施設へ犬と一緒に訪問活動などを行っています。³¹

紹介文にあるように、最初の学校犬はエアゲール・テリアのバディー頭で、後にその娘であるリンクが加わり、さらに東日本大震災後に被災地の福島から預かっているウィルとブレスや、バディの姪にあたるベローナ、アイメイト協会から預かったクレアが続いて加わった。2012年にバディ親子が立て続けに亡くなり、現在はベローナとクレアが学校犬の仕事を中心に行っている。犬たちは学校で子どもたちと過ごす以外は、吉田教頭の家で飼育され、学校のある日は毎日出勤している。

学校犬の役割についてもHPに説明があるが、その範囲は日常的な分野(授業、朝のあいさつなど)から、非日常的な分野(妊娠・出産、子犬とのふれあい、死)、行事等(運動会、合宿、礼拝などの行事・儀式に参加、訪問活動)と多岐にわたっている。いずれの場でも学校犬と積極的に触れ合ったり、何かを学んだりしようというよりは、「授業に参加」とあるように、子どもたちと同じ場に学校犬という別の「いのち」が存在しているということを重視していると言える。

吉田教頭によると、不登校の児童との関わり以外に、子どもたちに生命を尊重する気持ちが伝えられていないのではないかという危機感を

抱いたことも学校犬の導入につながったという。死んだ虫を前にその死を悼むよりも葬式というセレモニーをごっこ遊びにしている子どもたちの姿に、「いのち」の大切さを感じ取らせ、伝えるためには、生命のリアリティーに触れることが必要だと考えたという³²。

16世紀以降、「教育」は発達概念との結びつきにより、命をこの世に引き出し育てるという意味から、発達に助成的に介入するものであるという意味へと変化し、その役割は子どもがもつ可能性を開くことを手助けするものとされた。こうした考えに学校犬の取り組みは近いと言え、日々の教育活動の中で具体的・積極的に生命について教えることは少ないとしても、同じ場で学校犬と過ごすことで子どもたちが自発的に生命について考え、その大切さを感じ取り、また「バディ・ウォーカー」の活動に参加することで生命に対する責任も学ぶことが期待されるのである。

おわりに：道徳教育の留意事項「人間尊重の精神」と宗教教育

「いのち」に関する教育は道徳教育の歴史において常に重視されてきたものである。「心のノート」の作成・配布の背景には少年による連続殺傷事件の多発があり、生命を大切にすることの育成が目指された。東日本大震災以降は、従来の防災教育を見直し、生命を守るだけでなく、生命について考える防災道徳教育の研究も進められている。そして、道徳の教科化を促進したきっかけの一つとして、いじめを苦に自殺した中学生の存在があり、内容項目「よりよく生きる」を小学校高学年の段階から扱い、人間の弱さや醜さを認めそれを克服しようとする意志を育てることがいじめ防止策につながるとされ、このこともまた生命や生きることを今一度考えさせるものとなっている。

道徳教育を進めるに当たっての留意事項の筆頭に「人間尊重の精神」があるが、これは生命

の尊重・人間の尊重・基本的人権・人間愛などの根底を貫く精神であり、「ユネスコ憲章」にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものであるとされる³³。この「人間尊重の精神」に続くのが「生命に対する畏敬の念」である。道徳教育の目標は「よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成」であるが、その前提に人間・生命の尊重といった普遍的価値の尊重が求められているのである。

この「生命の尊重」は、「聖書」で「生命に対する畏敬」を教える際その根源に神を認めるという前提やキリスト教学校における「いのちの教育」としての学校犬によるAAEの取り組みによって、宗教教育においても重視すべきものであると理解され、この普遍的価値においては道徳教育と宗教教育に接点を認めることができるだろう。

【参考文献】

伴恒信 (2002) 「世界の道徳教育の俯瞰図」 J. ウィルソン監修、押谷由夫・伴恒信編訳『世界の道徳教育』玉川大学出版部、6-22頁。
 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議 (2016) 『『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について (報告)』。
 道徳教育の充実に関する懇談会 (2013) 「今後の道徳教育の改善・充実方策について (報告)」, 15頁。 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai16/sankou1-1.pdf> (最終閲覧日 2019年1月11日)。
 「道徳の教科化」に関するプロジェクト委員会 (2016) 『『道徳の教科化』に関するプロジェクト委員会答申』 <http://www.k-doumei.or.jp/image/Dotoku2016-6-1.pdf> (最終閲覧日 2019年1月11日)。
 江島尚樹・寺山賢照 (2014) 「戦後日本における宗教科教育職員の歴史と現状」『大正大学

総合佛教研究所年報』36, 230-231頁。
 濱谷佳奈 (2014) 「ドイツ連邦共和国における倫理科と宗教科の法的地位の関係をめぐる動向—ベルリンを事例にして—」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』4, 137-146頁。
 伊藤悟 (2013) 『『聖書』は『道徳』の代替か—道徳教科化の動きをめぐって—』『キリスト教と文化』29, 39-58頁。
 町田健一 (2014) 「キリスト教学校と道徳の教科化—問い直される幼・小・中・高における聖書化カリキュラムと教員養成・研修—」『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』7, 1-9頁。
 文部科学省 (2013) 「道徳教育の充実に関する懇談会 (第8回)」 (2013年10月17日) 配布資料・資料3 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2013/10/23/1340590_03.pdf http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2013/10/23/1340590_03.pdf (最終閲覧日 2019年1月11日)。
 文部科学省「平成30年度学校基本調査(確定値)の公表について」 (2018年) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1407449_1.pdf (最終閲覧日 2019年1月11日)。
 中村英 (2015) 「道徳の教科化とキリスト教型私立学校の苦悩」『発表全文』『東北学院法学』76, 270-257頁。
 西野真由美 (2016) 「道徳教育の世界的動向」押谷由夫編著『道徳教育の理念と実践』放送大学教育振興会, 88-107頁。
 大宮有博 (2014) 『『生命に対する畏敬』の念を育てる公立学校の道徳教育と宗教学校の宗教教育』『名古屋学院大学論集』50 (4), 59-65頁。
 堺正之 (2015) 『道徳教育の方法』放送大学振興協会。
 谷田創・木場有紀 (2014) 『保育者と教師のための動物介在教育入門』岩波書店。

吉田太郎(2009)『子どもたちの仲間 学校犬「バディ」』高文研。

【注】

- 1 文部科学省「道德教育の充実に関する懇談会(第8回)」(2013年10月17日)配布資料・資料3 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/shiryo/_icsFiles/afielddfile/2013/10/23/1340590_03.pdfhttp://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/shiryo/_icsFiles/afielddfile/2013/10/23/1340590_03.pdf (最終閲覧日2019年1月11日)。
- 2 資料3。
- 3 西野真由美「道德教育の世界的動向」押谷由夫編著『道德教育の理念と実践』(放送大学教育振興会, 2016年)所収, 102-103頁。
- 4 堺正之『道德教育の方法』(放送大学振興協会, 2015年), 205-206頁。
- 5 市民教育と市民性教育は同義である。
- 6 伴恒信「世界の道德教育の俯瞰図」J. ウィルソン監修, 押谷由夫・伴恒信編訳『世界の道德教育』所収(玉川大学出版部, 2002年), 15, 18頁。
- 7 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道德編』(教育出版, 2018年), 1-2頁。
- 8 道德教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議『「特別の教科 道德」の指導方法・評価等について(報告)」(2016) 6-7頁, 別紙1。
- 9 文部科学省, 前掲書, 100頁。
- 10 伴, 前掲書, 19-21頁。
- 11 ただし, ベルリンなど一部の州では他科目との選択必修としている。濱谷佳奈「ドイツ連邦共和国における倫理科と宗教科の法的地位の関係をめぐる動向—ベルリンを事例にして—」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』4 (2014

年), 137-146頁。

- 12 文部省訓令第八号「私立学校ニ於ケル宗教教育ニ関スル件」(昭和22年10月15日)。
- 13 文部科学省「平成30年度学校基本調査(確定値)の公表について」(2018年) http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afielddfile/2018/12/25/1407449_1.pdf (最終閲覧日2019年1月11日)。
- 14 道德の教科化以降もこの方針は当面維持されることになっている。道德教育の充実に関する懇談会2013「今後の道德教育の改善・充実方策について(報告)」, 15頁。 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaie/dai16/sankou1-1.pdf> (最終閲覧日2019年1月11日)。
- 15 次の先行研究におけるこの表現を本稿でも援用する。中村英「道德の教科化とキリスト教型私立学校の苦悩[発表全文]」『東北学院法学』76 (2015年), 270-257頁。
- 16 学校教育法施行規則
第50条 小学校の教育課程は, 国語, 社会, 算数, 理科, 生活, 音楽, 図画工作, 家庭及び体育の各教科(以下本節中「各教科」という。), 道德, 外国語活動, 総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。
② 私立の小学校の教育課程を編成する場合は, 前項の規定にかかわらず, 宗教を加えることができる。この場合においては, 宗教をもって道德に代えることができる。
- 17 学校教育法施行規則
第79条 第41条から第49条まで, 第50条第2項, 第54上から第68条までの規定は, 中学校に準用する。〔以下省略〕
- 18 江島尚樹・寺山賢照「戦後日本における宗教科教育職員の歴史と現状」『大正大学総合佛教研究所年報』36 (2014年), 230-231頁。
- 19 注14を参照。
- 20 伊藤悟「『聖書』は『道德』の代替か—道德教科化の動きをめぐって—」『キリスト教と

- 文化』29 (2013年), 39-58頁。
- 21 町田健一「キリスト教学校と道徳の教科化
—問い直される幼・小・中・高における聖書
化カリキュラムと教員養成・研修—」『北陸
学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀
要』7 (2014年), 1-9頁。
- 22 中村, 前掲書。
- 23 町田, 前掲書, 6-7頁。
- 24 「道徳の教科化」に関するプロジェクト委員
会「『道徳の教科化』に関するプロジェクト
委員会答申」(2016年)。
- 25 同前, 添付資料1。
- 26 大宮有博「『生命に対する畏敬』の念を育て
る公立学校の道徳教育と宗教学校の宗教教
育」『名古屋学院大学論集』50(4)(2014年),
59-65頁。
- 27 「道徳の教科化」に関するプロジェクト委員
会, 前掲書, 添付資料1。
- 28 立教女学院小学校HP, 「教科説明」[https://
es.rikkyojogakuin.ac.jp/education/subject.
html](https://es.rikkyojogakuin.ac.jp/education/subject.html) (最終閲覧日2019年1月11日)。
- 29 谷田創・木場有紀『保育者と教師のための
動物介在教育入門』(岩波書店, 2014年), 35
頁。
- 30 吉田太郎『子どもたちの仲間 学校犬「バ
ディ』』(高文研, 2009年), 12-19頁。
- 31 立教女学院小学校HP, 「教育活動」[https://
es.rikkyojogakuin.ac.jp/schoollife/
education.html](https://es.rikkyojogakuin.ac.jp/schoollife/education.html)(最終閲覧日2019年1月11日)。
- 32 吉田, 前掲書, 3-4頁。
- 33 文部科学省, 前掲書, 155頁。